| | |
|---|---|
| 有線テレビジョン放送事業者の経営規模を見ると、資本金5,000万円以下の事業者が約20％とその割合は高くはないが、従業者数では、100人以下の事業者が約90％と高く、多額の投資負担が困難な中小企業者等（中小企業等経営強化法第２条に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）の割合が高いところ、４Ｋ・８Ｋ対応、ブロードバンドサービスの高速化、ネットワークの強靱化など、技術の急速な進展等に応じた設備投資等を速やかに行うことが必要となっている。 | 有線テレビジョン放送事業者の経営規模を見ると、資本金5,000万円以下の事業者が約20％とその割合は高くはないが、従業者数では、100人以下の事業者が約90％と高く、多額の投資負担が困難な中小企業者等（中小企業等経営強化法第２条に規定する中小企業者等をいう。以下同じ。）の割合が高いところ、４Ｋ・８Ｋ対応、ブロードバンドサービスの高速化、ネットワークの強靱化など、技術の急速な進展等に応じた設備投資等を速やかに行うことが必要となっている。 |
| ［第２　略］ | ［第２　同左］ |
| 第３　経営力向上の実施方法に関する事項 | 第３　［同左］ |
| ［１・２　略］ | ［１・２　同左］ |
| ‖ ３　売上高が100億円を超えるまでの目標期間<br>中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第16条第３項の経済産業大臣の確認を受けて経営力向上計画の認定の申請を行おうとする特定事業者等は、経営力向上に係る事業の実施を通じて100億円を超える売上高を目指す期間（以下「目標期間」という。）を設定するものとする。なお、目標期間は10年を超えないものとする。 | ［新設］ |
| ‖ ４　［略］ | ‖ ３　［同左］ |
| ［第４～第６　略］ | ［第４～第６　同左］ |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

**○総務省告示第百八十四号**

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十六条第三項の規定に基づき、地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針（平成二十九年総務省告示第二百五十三号）の一部を次のように変更したので、同条第五項の規定に基づき公表し、令和七年六月二日から施行する。

令和七年五月三十日

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、変更前欄及び変更後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、変更前欄に掲げる対象規定を変更後欄に掲げる対象規定として移動し、変更後欄に掲げる対象規定で変更前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 変　更　後 | 変　更　前 |
|---|---|
| 第１　現状認識 | 第１　［同左］ |
| １　全体の傾向 | １　［同左］ |
| 地上基幹放送等（放送法（昭和25年法律第132号）第２条第14号に定める移動受信用地上基幹放送及び同条第15号に定める地上基幹放送をいう。以下同じ。）は、我が国の大半の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤であり、それぞれの地域において、地域情報を流通させる役割を果たしている。 | 地上基幹放送等（放送法（昭和25年法律第132号）第２条第14号に定める移動受信用地上基幹放送及び同条第15号に定める地上基幹放送をいう。以下同じ。）は、我が国の大半の世帯に広く普及する国民生活の重要な情報通信基盤であり、それぞれの地域において、地域情報を流通させる役割を果たしている。 |
| 地上基幹放送事業者等（地上基幹放送等を行う者（日本放送協会を除く。）及び放送法第２条第24号に定める基幹放送局提供事業者（地上基幹放送等を行う者の業務の用に供する者に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の近年の売上高を見ると、新型コロナウイルス感染症の拡大で落ち込んだ売上高は、令和５年度には約２兆1,582億円と、新型コロナウイルス感染症の拡大以前の水準までには達していない。 | 地上基幹放送事業者等（地上基幹放送等を行う者（日本放送協会を除く。）及び放送法第２条第24号に定める基幹放送局提供事業者（地上基幹放送等を行う者の業務の用に供する者に限る。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の近年の売上高を見ると、リーマンショックで落ち込んだ売上高は、令和元年度には約２兆2,640億円と、リーマンショック以前の水準までには達していない。 |
| 近年、地上基幹放送事業者等は、視聴者の視聴スタイルの変化、若年層を中心としたテレビ・ラジオ離れ、インターネット動画配信サービスの伸張などといった様々な環境の変化に直面しており、多様なニーズに応えていくことが求められている中で、その変化に速やかに対応していく必要がある。 | 現在、地上基幹放送事業者等は、視聴者の視聴スタイルの変化、若年層を中心としたテレビ・ラジオ離れ、インターネット動画配信サービスの台頭などといった様々な環境の変化に直面している。特に、国境を越えるインターネット動画配信サービスが競争環境等にもたらす影響は、今後ますます大きくなると考えられており、地上基幹放送事業者等は、その変化に速やかに対応していく必要がある。 |